

令和2年度

定例監査結果報告書

西予市監査委員

西予監発第 46 号
令和 3 年 3 月 23 日

西予市長 管 家 一 夫 殿

西予市監査委員 正 司 哲 浩
同 酒 井 宇 之 吉

令和 2 年度定例監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項の規定による財務監査及び行政監査を同条第 4 項の規定により、令和 2 年度定例監査として西予市監査基準規程に準拠して実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので提出する。

なお、同条第 14 項の規定により、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の対象課・事務局の選定及び期間、事情聴取日	1
2	監査の範囲と着眼点	3
3	監査の実施内容	3
4	監査の実施期間	4
第2	監査の結果・意見	4
1	監査結果の概要	4
2	監査結果の詳細	4
	(1) 監査対象課全体に共通するもの	4
	(2) 監査対象課個別事項に関するもの	5
	政策企画部 まちづくり推進課	5
	政策企画部 政策推進課	6
	生活福祉部 環境衛生課	6
	生活福祉部 健康づくり推進課	7
	福祉事務所 子育て支援課	7
	福祉事務所 長寿介護課	8
	医療介護部 医療対策室	8
	教育部 スポーツ・文化課	9
	教育部 三瓶教育課	9

令和2年度定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象課・室・事務局の選定及び期間、事情聴取日

(1) 監査の対象課・室・事務局の選定

監査の対象は、公平性を期す観点から、原則としてすべての課・室・事務局を対象に2年一巡で選定した。

(2) 期間、事情聴取日

選定した課・室・事務局（以下「監査対象課」という。）が所管する令和2年度の事務事業を監査の対象とし、以下のとおり監査対象期間及び事情聴取日を定めて実施した。

なお、必要に応じて令和元年度分も監査の対象とした。

監査対象課	監査対象期間	事情聴取日
総務部 総務課	令和2年4月1日から 令和2年12月28日まで	令和3年1月18日
選挙管理委員会事務局	令和2年4月1日から 令和2年12月28日まで	令和3年1月18日
総務部 監理用地課	令和2年4月1日から 令和2年12月28日まで	令和3年1月18日
政策企画部 まちづくり推進課	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	令和2年12月14日
政策企画部 政策推進課	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	令和2年12月14日
生活福祉部 環境衛生課	令和2年4月1日から 令和2年8月31日まで	令和2年9月29日
生活福祉部 健康づくり推進課	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	令和2年12月25日
福祉事務所 福祉課	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	令和2年10月19日
福祉事務所 子育て支援課	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	令和2年10月19日

監査対象課	監査対象期間	事情聴取日
福祉事務所 長寿介護課	令和2年 4月 1日から 令和2年 9月 30日まで	令和2年10月26日
産業部 経済振興課	令和2年 4月 1日から 令和2年 10月 31日まで	令和2年11月17日
建設部 建設課	令和2年 4月 1日から 令和2年 9月 30日まで	令和2年11月9日
医療介護部 野村病院事務局	令和2年 4月 1日から 令和2年 8月 31日まで	令和2年10月7日
医療介護部 医療対策室	令和2年 4月 1日から 令和2年 10月 31日まで	令和2年11月26日
明浜支所 産業建設課	令和2年 4月 1日から 令和2年 9月 30日まで	令和2年11月9日
野村支所 産業建設課	令和2年 4月 1日から 令和2年 8月 31日まで	令和2年10月7日
城川支所 生活福祉課	令和2年 4月 1日から 令和2年 8月 31日まで	令和2年9月16日
城川支所 産業建設課	令和2年 4月 1日から 令和2年 8月 31日まで	令和2年9月16日
三瓶支所 総務課	令和2年 4月 1日から 令和2年 11月 30日まで	令和3年1月14日
教育部 生涯学習課	令和2年 4月 1日から 令和2年 10月 31日まで	令和2年12月2日
教育部 スポーツ・文化課	令和2年 4月 1日から 令和2年 10月 31日まで	令和2年12月2日
教育部 明浜教育課	令和2年 4月 1日から 令和2年 9月 30日まで	令和2年11月9日
教育部 野村教育課	令和2年 4月 1日から 令和2年 8月 31日まで	令和2年10月7日
教育部 三瓶教育課	令和2年 4月 1日から 令和2年 11月 30日まで	令和3年1月14日
農業委員会事務局	令和2年 4月 1日から 令和2年 11月 30日まで	令和2年12月25日

2 監査の範囲と着眼点

(1) 範囲

原則として監査の範囲は、予算執行、事業管理、現金取扱い、歳入収納、備品購入、管理・業務委託、工事、負担金・補助金・交付金及び財産管理とした。

(2) 着眼点

主な着眼点は以下のとおりである。

- * 予算執行の権限者及び手続は適切か。
- * 事務処理は、法令等に違反していないか。また、各種帳簿、書類は法令等に定められた様式により、記帳、整理保存されているか。
- * 収納金は適正に保管され、遅滞なく指定金融機関に払い込まれているか。
- * 契約事務における随意契約及び1者見積の理由は適切か。
- * 補助事業等において、運用基準、要綱等は整備され、公正円滑に運用されているか。
- * 公有財産の貸付けあるいは使用許可を与えている場合の理由、期間、条件、貸付（使用）料等は適切か。

3 監査の実施内容

(1) 監査資料の収集

監査に当たっては、あらかじめ監査対象課に、上記2(1)に関する書類（以下「監査対象資料」という。）の提出を求めた。

また、必要に応じて財務会計システム等の電子データも参照した。

(2) 事務局員チェック

事務局員は、監査対象資料について、実施計画で定めた着眼点に基づいてチェックを行い、監査委員による確認が必要な事項を抽出した。

(3) 監査委員監査

ア 監査委員は、事務局員がチェックした結果を踏まえ、監査対象資料の内容（問題点）について確認した。

イ 監査委員が詳細確認を必要とした事項については、関係職員から事務の執行等が適切かつ効率的に実施されているかなどについて事情聴取を行った。

4 監査の実施期間

令和2年9月3日から令和3年1月18日

第2 監査の結果・意見

監査の結果、事務処理において改善を要するものについては、内容に応じて次のとおり区分した。また、監査対象課全体に共通するものと個別事項に関するものに分けて、現状と監査意見を示した。

「指摘事項」… 事務処理等が不適切で措置（改善）通知を求めるもの。

「注意事項」… 指摘事項には至らないが、早急に事務処理の適正化が必要と認められるもの。

なお、軽微な事項については記載を省略し、その都度監査対象課に口頭で注意を喚起した。

1 監査結果の概要

(1) 指摘事項（5件）（※ 報告書に記載した件数）

- * 契約金額の算定について指摘したもの（1課1件）
- * 補助金交付要綱の未整備について指摘したもの（1課1件）
- * 使用料の徴収根拠及び算定誤りについて指摘したもの（1課2件）
- * 負担金の算定誤りについて指摘したもの（1課1件）

(2) 注意事項（7件）（※ (1)と同じ）

- * 伺書の作成について注意したもの（12課2件）
- * 契約内容の履行について注意したもの（2課2件）
- * 補助金交付要綱の不備について注意したもの（1課1件）
- * 交付金の事務手続きについて注意したもの（1課1件）
- * 現金出納簿の検収について注意したもの（1課1件）

2 監査結果の詳細

(1) 監査対象課全体に共通するもの

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

伺書の作成について

《現 状》

(ア) 随意契約の伺書に 随意契約の必要性や根拠法令等の記載漏れ、1 者見積り及び見積書省略の理由・根拠法令の記載漏れが散見された。

【該当のあった課】

総務部総務課、生活福祉部健康づくり推進課、福祉事務所子育て支援課、福祉事務所長寿介護課、建設部建設課、医療介護部野村病院事務局、明浜支所産業建設課、野村支所産業建設課、三瓶支所総務課、教育部生涯学習課、教育部野村教育課

(イ) 伺書の決裁において、部長専決とすべきところを課長先決としていたものや、監理用地課長・財政課長の合議が必要なものについて合議を受けていないものがあった。

【該当のあった課】

政策企画部政策推進課、教育部生涯学習課

上記のほか、口頭で注意を喚起したものを含めると全ての監査対象課に何らかの軽微な記載漏れや記載誤り（起案年月日、決裁完了年月日、指令番号、予算項目、予算額など）が認められた。

《意 見》

伺書は、事務を執行する上で大変重要なものであることを認識し、起案文書の作成及び決裁に当たっては、西予市起案文書記載要領及び事務決裁規程を順守されたい。特に、随意契約を締結する際には、随意契約とする理由（妥当性）、根拠（関係法令・契約規則等の規定に該当する旨）、その他例外適用（1 者見積りや見積書の省略）の根拠を明確に記載し、契約事務の公正性・透明性の確保に努められたい。

(2) 監査対象課個別事項に関するもの

政策企画部 まちづくり推進課

(監査実施期間：令和2年12月1日～同年12月14日)

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

交付金の事務手続きについて

《現 状》

せいよ地域づくり交付金（手上げ型）の採択において、審査の結果、不採択となった団体への通知を事務連絡で発出していた。

《意 見》

申請に対する結果の通知については、通知文書の重要性に鑑み、採択・不採択に関わらず西予市文書事務取扱規程に従い、指令番号を付した正式な文書で通知するよう改められたい。

政策企画部 政策推進課

（監査実施期間：令和2年11月30日～同年12月14日）

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

契約内容の履行について

《現 状》

電算システム保守業務委託において、契約書に規定された「主任担当者の書面による報告」を提出させていなかった。

《意 見》

契約の履行に当たっては、必要書類の受領漏れがないよう、契約書の規定に従った事務処理に努められたい。

生活福祉部 環境衛生課

（監査実施期間：令和2年9月11日～同年9月29日）

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

契約内容の履行について

《現 状》

火葬場管理業務委託において、契約書に添付の仕様書に規定の「従業員の届出」に受託者名の記入押印がなかった。また、「届出内容を証明する書類」を提出させていなかった。

《意見》

契約の履行に当たっては、届出書類に受託者名の記入と押印をさせるとともに、必要書類の受領漏れがないよう、仕様書の規定に従った事務処理に努められたい。

生活福祉部 健康づくり推進課

(監査実施期間：令和2年12月11日～同年12月25日)

ア 指摘事項

契約金額の算定について

《現状》

温泉巡回バス運行業務委託契約の随意契約において、契約書に添付されている運行予定表の運行回数と事業者から提出されている見積書の運行回数が一致しないまま契約を締結していたため、委託金額に齟齬が生じていた。

《意見》

バス運行業務委託に当たっては、運行計画に変更が生じた時点で変更契約を締結するなど、迅速かつ着実な事務処理に努められたい。

イ 注意事項

なし

福祉事務所 子育て支援課

(監査実施期間：令和2年10月5日～同年10月19日)

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

補助金の交付要綱について

《現状》

西予市児童福祉施設併設型民間児童館事業補助金交付要綱において、条文中の報告先及び発出元が市長ではなく知事となっている条項があった。また、条文に規定されている様式が別紙様式にないもの、別紙様式が条文に規定されていないもの、条文に規定されている様式と別紙様式に記載されている様式名称や様式番号が相違しているものがあった。

《意見》

監査実施期間中に要綱改正が行われたものであるが、以前に行われた要綱改正においても今回の不備が見過ごされていた。改正時には要綱全体の見直しを行うなど、再発防止に努められたい。

福祉事務所 長寿介護課

(監査実施期間：令和2年10月12日～同年10月26日)

ア 指摘事項

補助金の交付要綱について

《現状》

軽費老人ホーム管理運営費補助金において、愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金の要綱に準じて審査及び交付を行っており、西予市の補助金交付要綱が策定されていなかった。また、交付申請の受付、交付決定通知、実績報告の受付を年度末の3月31日に一括処理していた。

《意見》

補助金の交付に当たっては、市としての交付要綱を定め、公益上の必要性を明らかにすべきであり、事務処理においても、全ての書類を年度末に一括処理することは不適切である。愛媛県の補助金交付要綱を参考に市の交付要綱を策定するとともに、交付申請等の事務手続きについても適切に対応されたい。

イ 注意事項

なし

医療介護部 医療対策室

(監査実施期間：令和2年11月13日～同年11月26日)

ア 指摘事項

負担金の算定について

《現状》

巡回診療車運営事業負担金において、算定根拠を十分に精査していなかったため、支出額に誤りがあった。

《意見》

負担金の支出に当たっては、積算根拠を十分に確認するなど、算定誤りが起こらないようチェック機能の充実に努められたい。

イ 注意事項

なし

教育部 スポーツ・文化課

(監査実施期間：令和2年11月17日～同年12月2日)

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

現金の取扱いについて

《現状》

体育施設使用料の現金出納簿において、課長（出納員）による検認を行っていないかった。

《意見》

西予市会計規則では、課長を出納員として設置しており、体育施設使用料の収納及び保管は出納員の委任事務として規定されている。現金出納簿の検認は、必ず出納員が月に1回以上行うなど、現金管理の重要性を認識されたい。

教育部 三瓶教育課

(監査実施期間：令和2年12月21日～令和3年1月14日)

ア 指摘事項

施設使用料について

《現状》

(ア) 体育施設利用料の徴収において、西予市の条例・規則に定めのない卓球台使用料を合併前の旧三瓶町使用料及び手数料徴収条例を基に徴収していた。

(イ) 三瓶文化会館の広域学習ホールの使用料徴収において、西予市三瓶文化会館条例に規定された金額とは異なる単価で計算し、徴収しているものがあつた。

《意見》

施設使用料の徴収に当たっては、条例等の整備により徴収の根拠を明確するなど、適正に対処されたい。また、施設使用料の算出に当たっては、関係条例等を十分確認し、徴収金額に誤りのないよう適正に対処されたい。

イ 注意事項

なし